

# 今月の税務トピックス

## (国民健康保険税の負担増について)



税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)

はじめに

令和4年度税制改正では、令和6年度分以降の個人住民税における上場株式等の利子等・配当等に係る所得に対する課税方式が所得税の課税方式と一体化されました(地法32⑬、313⑬、令和4年地法附則4①、11①、33の2②⑥)。この改正を受けて、個人住民税の課税所得の金額を基に決定される国民健康保険税(料)、介護保険料、後期高齢者保険料及び保育料等に大きな影響が生じます。

本稿では、課税方式の一体化の影響を受ける制度のうち、国民健康保険税について、そのしくみとその実務上の留意点について解説します。

### I 国民健康保険税のしくみ

#### 1 国民健康保険税とは

##### ① 保険税方式

保険者たる市町村が国民健康保険に要する費用に充てるために税金を課する場合には、国民健康保険税とされます(地法703の4①)。

##### ② 保険料方式

市町村が上記①の規定によらず保険料を徴収する場合又は国民健康保険組合が保険料を徴収する場合は、国民健康保険料とされます(国保法76)。

##### ③ 市区町村での採用

多くの市町村では、徴収権の時効が長くなること及び滞納処分の優先順位が高くなる等の理由から保険税方式を採用しています。ただし、保険税方式を採用している市町村であっても、納税者向けの納付書類では「保険料」と称しているケースもあります。

#### 2 納税義務者

世帯を単位とし、被保険者の属する世帯の世帯主(市区町村の区域内に住所を有する世帯主に限ります。)に対し課されます(地法703の4①)。

#### 3 課税額の算定

納税義務者及びその世帯に属する被保険者につき算定された次に掲げる額の合計額とされます(地法703の4②④⑫⑳、地令56の88の2、高齢者の医療の確保に関する法律50、51)。

- ① 基礎課税額(世帯の課税限度額65万円)
- ② 後期高齢者支援金等課税額(世帯の課税限度額24万円)
- ③ 40歳から64歳の者…介護納付金課税額(世帯の課税限度額17万円)

#### 4 課税方式

上記3①～③の課税額の算定は、市区町村の条例によって、実態に即した応能・応益原則に基づいて、次に掲げるいずれかの課税方式によって行われます(地法703の4④⑥⑧⑬⑳)。

- ① 4方式…所得割総額(基礎控除後の総所得金額×税率)・資産割総額(固定資産税額等×税率)・被保険者均等割総額(均等割額×加入者数)・世帯別平等割総額(市区町村で個々に定めた金額)の合計額
- ② 3方式…所得割総額・被保険者均等割総額・世帯別平等割総額の合計額
- ③ 2方式…所得割総額・被保険者均等割総額の合計額

#### 5 低所得者世帯の減額措置

低所得者世帯に対しては、市区町村の条例によって、上記3①～③に掲げる基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額のそれぞれに対し、上記4に掲げる被保険者均等割及び世帯別平等割の7割、5割又は2割が減額されます(地法703の5①②、地令56の89①)。

おわりに

上記4の課税方式のうち、所得割総額における基礎控除後の総所得金額の計算は、前年の個人住民税の総所得金額から基礎控除43万円(合計所得金額2,400万円以下)した金額とされます(地法703の4⑥)。この場合、上場株式等の利子等・配当等に係る所得については、申告不要(特定口座において源泉徴収ありの選択した場合を含みます。)とされた金額は所得額の計算に含まれません。また、個人住民税の所得控除は基礎控除のみが計算対象とされます。

そこで、上場株式等の利子等・配当等に係る所得について、所得税で総合課税を選択して配当控除により源泉徴収税額の還付を受ける場合には、基礎控除後の総所得金額の計算の対象とされ、国民健康保険税の負担増となるケースも生じます。住所地の市区町村の国民健康保険税の課税方式及び低所得者世帯の減額措置をホームページ等で確認した上、所得税、個人住民税及び国民健康保険税の負担が少なくなるような選択適用が必要となりますので留意して下さい。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。